

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

高齢化の進展に伴い、労働者全体に占める60歳以上の割合が約2割を占めるまでになっている中で、労働災害による休業4日以上の死傷者に占める60歳以上の割合は約3割に達している。高年齢労働者は若年世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間も長い傾向にあるが、これは、作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因するリスクが付加されることによるものと考えられる。

このような高年齢労働者の労働災害防止対策を推進するため、令和7年に改正された労働安全衛生法により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講ずべき措置に關し、厚生労働大臣が措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされたところである。

このような状況を踏まえ、本検討会においては学識経験者の参画を得て、高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高年齢労働者の労働災害防止対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策について
- (2) 事業者が講ずべき高年齢労働者の労働災害防止措置のあり方について
- (3) その他

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の構成員は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、構成員以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、個別企業へのヒアリングや個別事案を取り扱う場合等で個人・企業情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与える、又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が、非公開が

妥当であると判断した際には、非公開で実施することができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

(2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会
構成員（五十音順）

令和7年10月24日現在

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長
榎原 肇	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	(公財)明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	(一社)日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 人間工学研究グループ 上席研究員
松岡 かおり	(公社)日本医師会 常任理事
松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授
松田 文子	(公財)大原記念労働科学研究所 特別研究員
松葉 斎	松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表